

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 1 2 回定例総会議事録

署名委員 寺師 清満

署名委員 濱手 薫

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 令和3年12月24日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1		9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5		13	
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

岸田 国広 委員 南 和利 委員 吉 卓男 委員

5. 議事に参与した者

事務局長 政 新一郎 事務局次長 勇 和彦
住用分室長 久保田 義雄 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

1月定例会について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第67号 非農地の認定についての決定について

- 議案第68号 奄美市農用地利用集積計画（利用券設定）の
合意解約の決定について
- 議案第69号 奄美市農用地利用集積計画（利用券設定）の
決定について
- 議案第70号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な
構想（案）に対する意見書について

(4) その他

議長

(榮会長代行)

ただいまの出席委員は13人です。総会は成立いたしました。
これから、令和3年第12回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、12番 寺師 委員と14番 濱手 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第65号から議案第70号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第3

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請、No.47について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>(政局長)</p> <p>議案第65号3条許可申請について 2ページをお開き下さい。</p> <p>NO.47は、譲渡人が所有する5筆の土地8,417㎡で贈与による所有権移転の申請となります。</p> <p>取得後はサトウキビ・野菜を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。</p> <p>いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議長	<p>(榮会長代行)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人、及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。</p>
2番	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第65号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.47の譲受人の報告をいたします。</p> <p>12月16日午後6時に受人の自宅にて話を伺いました。元JA職員で、今は市役所の地籍調査で仕事をしているそうです。</p> <p>受人はJA職員の時から父親のサトウキビ作りなど農業の応援をしていました。</p> <p>今回の申請については親の面倒をみながら農業をするそうです。</p> <p>その他、農作業へ常時従事することやら本人がやる気があり問題ないと思います。</p> <p>皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
15番	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.47の渡人について調査報告をいたします。</p> <p>12月16日午前9時ごろ渡人に直接会い話を聞きました。</p> <p>土地の所在等記載内容に間違いはないとの事でした。</p> <p>皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>続いて土地について報告いたします。</p>

12月16日午前10時ごろ泉委員と一緒に現地確認をいたしました。現在はなにも栽培されていませんでした。野菜を植える予定だそうです。自宅の近くには、トラクターや耕運機等も整備され置かれていました。申請地は、周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。農地法第3条の調査書については「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。

議長

(榮会長代行)

それでは、これから本件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番

(榮委員)

2ページに修正があるが訂正印が押されてないがこれでいいのか。

事務局

(竹田分室長)

訂正印を押してもらうようにいたします。申し訳ありません。

議長

(榮会長代行)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですからこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

全員賛成です。

よって、議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請、No.47については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第4

議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請No.8からNo.9について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

(政局長)

議案第66号 5条の許可申請について

15ページをお開き下さい。

NO. 8につきましては、申請人が所有する名瀬大字崎原字ハイ又の土地4筆 3,810㎡であります。その土地に池・沼に改造し淡水魚を飼育する施設を建設したいということでの申請でございます。

申請地は、名瀬総合支所から南東側へ約5.3kmの場所に位置し申請地は名瀬大字崎原山中の農道沿い位置にする、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

22ページをお開き下さい。

NO. 9につきましては、申請人が所有する名瀬大字崎原字ハイ又の土地1筆429㎡であります。その土地に淡水魚・稚魚・飼育用の仮設小屋を建設したいということでの申請でございます。

申請地は、名瀬総合支所から南東側へ約5.3kmの場所に位置し申請地は名瀬大字崎原山中の農道沿い位置にする、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

議長

(榮会長代行)

それでは本案に対する担当調査員による調査意見の報告を求めます。

順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告をお願いいたします。

14番

(濱手委員)

農地法第4条第1項の規定による許可申請書No.8・9の土地についての調査報告を行います。

この土地については、この申請の提出される以前に畑が多く含まれている土地という事で、吉会長と私など5月に農林水産課の案内で説明を受けたことがありました。その時は、農林水産課か土木課がなんらかの処置をされると私は思いました。というのも一見みた感じ山を切り開いて開発するように思ったのです。それが今回、農業委員会にこの通り許可申請書が提出されたのです。(12月20日現地を調査しました)

地目は畑でも、その土地は作物などが作れる土地ではないと思います。この申請書内容が主に淡水魚の飼育用地となっていますので、私は6年近く農業委員を努めておりますがこういう事案は初めてで、この回答はでき

ませんので何名かの委員の方々に現地を見てもらい回答を引き出していた
だきたいと思います。

そもそもこの問題が出たきっかけは、この土地の近くに龍郷町の水源が
あり龍郷町から問題が提起されたそうです。小さな川が流れていますが、
その川も相当昔とは変わっているようです。届出人の話ではこの土地は5
0年前に崎原地区の農道を作るとき、その土砂の捨て場がないのでこの土
地に届出人の親の時代その土砂を捨てたことで、川もその時に流れ
が変わったと言っています。その後その地域に補助金をもらいミカン類を
植えたが排水が悪く、ミカンの木も枯れたとの事でした。50年前、前名瀬
市長の時代のことだそうです。土砂もその時の土砂をならしたくらいだと
届出人の主張でした。

皆様方のご審議の程よろしく申し上げます。

以上報告を終わります。

事務局

(政局長)

第4条関係に対する報告

届出人、届出人と12月23日(木)09:50頃に電話にて確認したところ、4
条の転用許可申請を提出しているが、本人は特別に急いでいるわけではな
いので、今回は取り下げる方向で良いとのこととあります。

議長

(榮会長代行)

本案件は、本人から申請の取り下げてもよいとのことですが、委員の皆様のご
意見を聞くため協議会へ移行したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

正会に戻します。

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

	<p>(「全員」 挙手なし)</p> <p>全員、不許可であります。</p> <p>よって、議案第66号、農地法第4条の規定による許可申請No.8からNo.9については、審議の結果これを不許可とすることと決定いたしました。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第67号、非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(政局長)</p> <p>議案67号 非農地の認定について</p> <p>31ページをお開きください。奄美市名瀬井根町816番地1の1筆で、974㎡の土地でございます。申請地は、昭和28年頃までは畑として使用され、それ以降は宅地化が進み現在に至った経緯であるとのことです。(平成29年12月定例総会にて非農地として判断している農地である。)</p> <p>現在は、草木が生い茂り農地への復旧は困難との判断から非農地としての申請です。</p>
議長	<p>(榮会長代行)</p> <p>これから本案に対する担当調査員によります。</p> <p>調査意見の報告をお願いいたします。</p> <p>順次お願いいたします。</p>
事務局	<p>(政局長)</p> <p>非農地の認定についての報告いたします。</p> <p>願出人の旦那さんと12月22日(水)17:30頃電話連絡により確認。(奥様は不在)申請書のとおり農地としては使用不能であるとの事である。</p> <p>委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
11番	<p>(中山委員)</p> <p>非農地申請書のNo.15について、調査報告をいたします。</p> <p>12月16日14時頃 申請地の確認をしてきました。</p> <p>申請書の地図や写真等を頼りに、所在地の現状を確認したところ、急傾斜地の中に住宅が段段に30～40m程続いており、最上段の住宅は廃屋に</p>

なっており、その上部が今回の申請地である。その一帯は雑木林の状態であり、農地として利用できる形状ではありませんでした。

以上、報告を終わります。

委員の皆様のご審議をお願いします。

議長

(榮会長代行)

それではこれから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

はい、結構です。全員賛成であります。

よって議案第67号、非農地の認定については承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第6

議案第68号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読の説明をお願いします。

(濱手委員は退出)

事務局

(政局長)

議案68号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について

(事務局の朗読及び説明)

議長

(榮会長代行)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

全員賛成であります。

よって議案第68号、奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第7

議案第69号、奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(政局長)

議案63号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(榮会長代行)

これから本件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

全員賛成であります。

よって議案第69号、奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第8

議案第70号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見書について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（政局長）

議案70号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見書について

（事務局の朗読と及び説明）

農林水
産課

（池補佐）

本議案につきましては農林水産課の池補佐から詳しく説明。

議長

（榮会長代行）

これから本件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり）

全員賛成であります。

よって議案第70号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見書については承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

連絡事項があるようですから、これから協議会へ移行します。

正会に戻します。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 3年12月24日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員 寺師 清満

署名委員 濱手 薫

作成者 政 新一郎